平成２２年（フ）第２１６号
愛知県豊橋市緑ケ丘１丁目３番地の14
債務者　アルティスタスこと　中村　　毅
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２１８号
愛知県蒲郡市神ノ郷町地蔵ケ崎５番地１　サンシャイン江畑Ⅱ202号
債務者　宮崎佐枝子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１０８３号
東京都稲城市平尾３丁目７番地の５平尾住宅65棟207号
債務者　大和　美洋
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４７２号
静岡県浜松市天竜区大谷100番地　市営住宅大谷団地杉棟122号室
債務者　伊藤　和也
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
長崎県佐世保市棚方町424番地23、旧住所長崎県佐世保市竹辺町854番地４
債務者　宮田　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
長崎県佐世保市棚方町424番地23、旧住所長崎県佐世保市竹辺町854番地４
債務者　宮田　郁子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
長崎県佐世保市棚方町424番地23、旧住所長崎県佐世保市竹辺町854番地４
債務者　宮田　　淳
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
長崎県佐世保市鹿子前町239番地、旧住所長崎県佐世保市鹿子前町856番地
債務者　安永　正治
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
長崎県佐世保市須佐町５番１号　MMコーポ101
債務者　前田賢二郎
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2229番地１、旧住所長崎県佐世保市勝富町３番18号
債務者　大西　正人
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２９３３号
大阪府豊中市庄内東町６丁目９番10号
破産者　恒川空調設備株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０号
長崎県長崎市飯香浦町5269番地５
破産者　株式会社末広運輸
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８４３号
千葉市稲毛区六方町12番15
破産者　株式会社三杉
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５号
千葉県船橋市高根台４丁目28番１号　ストークコーポラス201号、開始決定時の住所千葉県船橋市二和西１丁目４番１号　アリュージュ船橋ガーデンテラス110号
破産者　山本よし子（旧姓萩谷）
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１１号
千葉県八千代市八千代台北12丁目５番19号グリーンヒルズ花喜久荘Ａ―101号
破産者　鈴木　喜啓
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１２号
千葉県八千代市八千代台北12丁目５番19号グリーンヒルズ花喜久荘Ａ―101号
破産者　鈴木　芳枝
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３３１号
千葉県八千代市萱田町992番地の１
破産者　青木千津子
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係